

令和7年度第1回奈良県いじめ対策連絡協議会

1 日 時 令和7年8月1日（金）13時30分～15時10分

2 場 所 修徳ビル地下1階 大会議室

3 出席者 【委 員】10名

【事務局等】17名

4 議 事

(1) 奈良県いじめ防止基本方針について

(2) いじめ重大事態の分析および傾向について

(3) 気付き見守りアプリのアンケート結果と改善の方向性について

(4) 奈良県教育委員会のいじめ防止等の取組について（R7年度）

5 概 要

【会長】

本協議会の目的は、関係機関団体が連携を強化し、いじめ対策に取り組むことである。本協議会では、これまで学校現場での取組及び対策について検討し、また各団体方面での取組について、情報共有、意見交換を行ってきた。本日は、4つの議事について協議する。まず、議事1について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】〔資料1に基づき説明〕

昨年度議論いただいたが、改めて概要資料により要点を説明する。（資料1参照。中略）5. 周知の実施状況は、基本方針の内容について学校教職員等への理解の浸透、学校におけるいじめの防止等の取組の点検評価、また学校いじめ防止基本方針の見直しの検討等、より一層、いじめ防止の取組が図られるよう、各学校・関係機関等に周知するとともに、説明会を実施した。校長・教育長を対象とした年度初めの校長会・役員会等での周知に加え、今回新たに学校の生徒指導担当者や市町村のいじめ防止協議会等への説明を実施した。6. 今後の取組（案）は、今年度学校において、①年度当初にいじめ防止等の対策について全教職員で共通理解を図るとともに、保護者に対して学校いじめ防止基本方針といじめ事象への対応について説明し、理解を得る。②学校いじめ対策組織に、従来から参画している専門家に加えて、より幅広い分野の専門家の意見を入れることにより、組織の機能強化を図る。県としては、研修会などの機会を活用し、学校において上記の取組を促し、学校の組織的対応の充実を図りたい、と考えている。なお、研修会は、私立学校については、例年、管理職を対象としたいじめ対策をテーマとした研修会を実施している。今年度は11月に国のいじめ自殺対策官を招へいし、講演を実施する予定。また、後ほど（議題4で）説明があるが、教育委員会では国公私立全ての学校を対象として、例年12月にいじめ問題に関する研修会を実施する。これらの研修会にて、学校に対し上記の取組を確実に実施するよう周知し、年度初めのいじめに関するアンケートの実施等により、学校の取組状況を踏まえ、今後の取組について検討していきたい。

【A 委員】

幼稚園、こども園など3～4歳からの取組も重要である。今後、幼稚園を含めた子どもへのいじめの未然防止の取組も進めてほしい。

【B 委員】

学校としては、特に加害側とされた生徒の保護者に、調査や指導の協力を得ることが難しいケースもあ

る。事象全体を見て、加害側・被害側に関わらず、関係の生徒個々が自省し、成長する方向に指導・支援していくことが大切であり、そのために関係する大人が協力していく必要がある。そのためにも、学校と保護者が事前研修によって前提となる知識や理解を共有する場をつくることも大切である。

【会長】

事前に保護者に情報提供することが重要である。天理市で全ての学校で保護者に対する研修会を実施しているように、今後はPTAとの協力による取組をやっていくべき時期に来ているように思う。

【C 委員】

学校の取組を保護者に理解してもらうための周知方法について、具体的な案があれば教えてほしい。

【事務局】

公立学校では、入学前や入学式後に保護者に対して、学校のいじめ対応について説明するようにしている。また、調査の過程で加害・被害児童生徒が入れ替わり得ることも含めて伝え、学校のいじめ対応について理解してもらうよう取り組んでいきたい。また、私立学校においても、同様の取組に努めている状況であると認識している。

【C 委員】

一般的な保護者の理解として、正確ないじめの定義の理解に至っていない。この前提を保護者が共通理解し、その協力のもと学校の教員がいじめ対応に当たらなければ、いじめの解決は難しい。保護者の理解を得るための何か手立てがあればよいのだが。

【D 委員】

筑波大学の飯田順子先生らの「保護者向けいじめ予防プログラム開発チーム」が作成したリーフレットがある。また紹介するので参考にしてもらえればと思う。

【会長】

次の議事に移る。議事2は、重大事態の分析及び傾向について、重大事態の第三者委員として調査に入り、市町村から適宜、相談を受ける事案に関わっている私の方から、文科省のいじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議で出された資料等を基に、現状を整理し、我々がどのように現場支援をしていくのかということを考えるための資料として作成したものを提示する。

まず、「重大事態分析において指摘されている課題」として、文科省・こども家庭庁「いじめ重大事態調査報告書の分析状況について」（2023年11月報告）から100事例の重大事態調査報告書を分析し、そこで指摘された項目としてパーセンテージが高いものが以下①～⑤である。①教職員の法律等の理解及び積極的な認知や組織的対応など基本的な対処の仕方に関する普及啓発。ガイドラインは変わったが、まだまだ現場にまで深く浸透していないという課題がある。県いじめ防止基本方針の改定についても、県が周知徹底しても、学校現場の先生方一人一人まで下りていないという課題があるのではないかと。②学校内、教職員間での情報共有・連携、組織的対応。③被害児童生徒への支援や寄り添った対応。支援に関わっていくと、気持ちが支援する側に沸いてきて、肝心なところで対応がずれるというようなことが、散見される。④保護者との情報共有・連携。⑤SCやSSW、警察、弁護士等を含む地域社会との連携。最近では例えば犯罪まがいのいじめ等、かなり高額な金銭を強奪したケースはすぐ警察が入るよう、連携は随分強化されてきたと思うが、これまでまだまだそこに課題があったと思う。

次に、「複雑化する事案の一例」をいくつか挙げる。

1. 被害・加害が入れ替わるという事例。例えば、周囲の子供たちが、当該生徒同士が勝手にやってみたいな感じになって通報者が現れにくく、担任の先生のところにも上がりにくい。

２．専門的なアセスメントが必要な事例として、当該児童生徒も意図して行っているわけではない、身体表現性の行動がいじめのきっかけとなることなどがある。こうしたケースの場合、早期に専門家と連携してアセスメントすることが不可欠であるが、現状では被害が起こってからカウンセリングへとつながるケースが散見される。

３．学級担任との関係が不安定。特に小学校の低学年において、学級が混乱すると教室で守るべきルールが増えていき、担任は抑圧的な指導に傾いていきがちになり、いじめが発生しやすくなる。

４．重大事態調査が必要だが行わなかったという事例。当該児童生徒の保護者が大ごとにしないでほしいというので調査を行わなかったが、後に当該児童生徒に自殺企図が生じ、詳しく調査したところ、極めて心的外傷となるような長期のいじめが発覚したことが、文科省の重大事態調査ガイドラインに記載されている。

法律の理解について、いじめの定義は広すぎると言われるが、例えば悪口を言われたような気がするといったことも、いじめの疑いとして対応していくべきとガイドラインでは示されている。

学校内の組織的対応について、先生方は非常に忙しい中でも、いじめに気付いたら学校いじめ対策組織に報告するなど学校内教職員間での情報共有・連携、組織的対応が必要であり、それを怠った結果、重大事態に発展する事例が散見される。また、組織的に対応していても、当該児童生徒に共感的な職員とそうでない職員間の対立が生じることもある。こうしたときに有効なのは事例検討である。天理市では「ほっとステーション」のベテランの先生と心理専門家がチームとして学校に入り、事例検討をしている。

当該児童生徒・保護者に寄り添う対応について、受容的・共感的な対応が必要だということは以前から言われているが、学校として徹底して解明するという姿勢で法律に基づいた対応を行うことが必要。例えば、重大事態第２号事案だと、学校主体の調査委員会を立ち上げるときに、第三者を委員に入れることが求められている。第三者委員会は事実認定を行うのが主たる業務であり、再発防止のための提言をする存在であり、学校を批判したり評価したりする存在ではない。そこを踏まえることが重要である。

最後に、地域社会・職能団体との連携。私が所属している日本臨床心理士資格認定協会に私学 SC 支援事業という、スクールカウンセラーを協会の費用で学校に派遣して相談を受け、いじめがあったときには中心的な役割を担う事業がある。こういった相談機関と各学校が一緒に取り組んでいければと思う。

【A 委員】

学校の職員間の対立というところで、いじめには加害者や被害者などそれぞれの立場があるが、学校の教員はそれぞれの立場にたって連携して対応してほしいと思う。また、学級担任との関係が不安定というところで、近年、特別な支援を要する児童生徒が増えていて、担任の先生も対応が大変だと思うが、そういった子どもたちへ支援はどうなっているのか。通常学級で加配を付けて対応するのか、特別支援学級で学ぶのか、保護者とどう連携して対応して行くのか。

【事務局】

子どもの発達の状況や特性に応じ、教科によって、原学級で学ぶか、特別支援学級で学ぶかということになる。その子どもに応じた指導の在り方については、市町村や県において、個々に応じた適正な就学の形を保護者とよく相談し、就学指導を進めているところである。

【E 委員】

いじめは社会的な課題となっており、学校の教員だけでなく、外部の専門家を入れた公平な調査による解決が求められる。また、県基本方針にあるように重大事態２号事案は３０日を待たずとも対応・調査することが明記された。調査を行う際の記録を残しておく重要性は、昨年度申し上げたところである。学校

現場において、一人で抱え込まず組織的対応をし、事実に基づき調査し問題を解決するよう取り組んでいく。

【会長】

現場では記録を取る余裕がないという声も聞かれるが、事実に基づいた調査による解決のためには、きちんと記録を残すことが重要である。

【F 委員】

重大事態にならないように対応することを教員一人一人が意識することが重要である。ある調査分析によると、重大事態になりにくい状況とは、集団規律があり、ルールが守られている学級はいじめが起きにくいし、起きても対応しやすく安定している。学級集団づくりと、管理職のリーダーシップのもとチーム学校によるいじめ対応が重要。また、生徒指導部会などで、記録を残しうまく活用している学校の事例共有なども有効である。

【会長】

では、議事3に移る。

【D 委員】〔資料3-1に基づき説明〕

昨年度末も県内公立小学校等の管理職の先生方などに「気付き見守りアプリ」の使用状況などに関するアンケートを実施したので、その結果を報告する。

はじめに、「活用状況」は、「以前は活用していたが、最近は活用されていない」という回答が約3分の1あり、その理由については、「業務量が多い中で記入する時間が取れなかったため」という回答が3割あった。また、約半数の学校で「アプリに入力しなくても十分に共有と記録ができた」との回答があり、その理由として「使い勝手が悪い」「動作が遅い」など、一昨年度と同様の課題、また「他のアプリと統合してほしい」といった要望もあった。これらの指摘の大部分については、今回、教育委員会から報告のあるアプリの改善によって、一定程度は対応できると考えている。

次に、「改善の提案」について、「途中から活用されなくなった学校」の場合の主な理由は以下の通りである。1. 業務負担・時間確保の困難、2. 重複記入・既存の仕組みとの整合性不足、3. 小規模校特有の状況、4. アプリの操作性・機能に関する不満、5. 記録の実効性や共有性に関する疑問、6. 改善提案・今後の可能性への期待。特に6については、メリットの周知や活用事例の冊子や研修の要望がある。「当初からほとんど活用されていない学校」の場合も、基本的には同様の傾向だが、若干ニュアンスの違う部分が見られた。1. 入力負担・操作性への懸念、2. 既存の業務・システムとの重複・非連携、3. アプリの仕様・ユーザーインターフェースに関する要望、4. 用途・記録対象の拡張要望（「児童の成長や家庭事情の変化なども共有できるシステム」に関して、情報管理に一層留意しつつ、虐待などの気付きにもつながる記録ができればと思う。）、5. 活用における心理的・文化的障壁（「訂正できないため気軽に記録できない」といった声もあり、検討したい。）、6. 今後の活用への期待・提案（「複数の教員やいろんな視点から児童の様子を確認できる」）など、継続活用への前向きな意見もあった。ここが、まさに、学校全体で見守るという姿勢の現れる部分かと思う。

最後に、「新たな機能に関する要望」についてまとめた。・児童の名前で過去の記録を検索できる機能、・入力された事案の内容により重篤度が表示される機能、・入力された事案がより重篤化しないようなアドバイスが表示される機能、・いじめのアンケート結果が自動的にアプリに反映される機能、に関してである。これらの機能について、現状ではあまり使用されていない学校からも「是非ともほしい」「あれば便利」との回答があった。特に「いじめのアンケート結果が自動的にアプリに反映される機能」は、「是

非ともほしい」が3分の1を超えている。現在アプリを使用していない学校でも、これらの機能が加わることで、より活用が進むのではないかと考えている。

これらの学校からの要望は、すでに一部は改善がなされており、教育委員会からの報告に含まれていない改善点についても、今後、改善努力を続けていきたい。

【事務局】〔資料3-2に基づき説明〕

はじめに、令和5年9月より県内公立小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部で運用を開始した「気付き見守りアプリ」の運用状況についてご報告する。令和7年7月14日時点で、水準チェック登録総数が3,516件、水準チェックの登録から、学校としていじめを認知したのが699件、いじめとして認知していないのが431件、事案経過記録の登録数が3,193件である。（昨年度より、それぞれ1,055件、213件、183件、1,340件の増加。）

昨年度の協議会では、「気付き見守りアプリ」のポータルサイトの開設を報告したが、その後、ポータルサイトに『校内いじめ対策委員会』でのアプリの活用、「卒業生及び転出生のデータの閲覧方法」を掲載した。今後も本アプリ活用の好事例を集約し、本ポータルサイトで発信することを考えている。

次に、令和7年4月に、「管理職の卒業生及び転出生データの閲覧」及び「表示速度の改善」の2点について改修を行った。本改修により、転校・進学後も在籍していた学校において、記録されていた水準及び事案経過記録の閲覧が可能になり、いじめ事案の対応等で本機能を活用することが想定される。

最後に、令和8年度に向けての改修についてご報告する。本年9月より学籍管理、出欠管理、成績処理等を行う校務支援システムと本アプリの連動が可能となる。現場の先生方の事務処理の負担軽減とともに、本アプリの活用率の向上も期待でき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応につながると考えている。今後も、戸田委員や関係機関等と連携し、令和8年度の改修の検討を進めていきたい。

【G委員】

水準チェック登録総数、いじめ認知件数、非認知件数のそれぞれの定義とその関連性についてお聞きしたい。

【事務局】

子どもの変容が見えたときに気付いた先生が水準チェックを入れる。水準チェックした項目を見ていった際に、いじめに該当するとしていじめの認知をした場合に認知件数に含まれ、いじめには該当しない場合は非認知件数に含まれる。一人に対して複数の項目に水準チェックが入る場合があるので、認知件数と非認知件数の合計が水準チェック登録総数とイコールにはならない。

【A委員】

水準チェック後のいじめの認知、非認知はどう評価するのか。このアプリ内だけでの評価なのか。また、このアプリを活用している学校の規模について、大規模校は活用しているが、小規模校は直接把握できるので活用していないなどの傾向が出ているのか。

【事務局】

水準チェックを基に、校内いじめ対策委員会にて、いじめの認知をしている。小規模校だから活用していないということはないと思うが、詳細まで把握していない。

【会長】

学校現場の方から、アプリといじめのアンケートを連動させてほしいという声を聞くが、可能なのか。

【事務局】

連携できるかどうかも含めて、担当のICT関係の部署とも協議をしているところである。

【D 委員】

学校の規模別、市町村別など、更に分析を進め、また報告できればと思う。

【会長】

議事４に移る。令和７年度奈良県教育委員会のいじめ防止等の取組について事務局より説明いただく。

【事務局】〔資料４に基づき説明〕

１．いじめの早期発見・早期対応に向けて、以下のアンケートを実施している。(1)いじめに関するアンケートについては、令和６年５月８日を基準日として県統一様式により、県内すべての学校で実施した。県教育委員会からは、いじめ防止対策推進法に則った認知と組織的な対応がなされるよう各校種の生徒指導研究会、生徒指導部会等で指導助言を行っている。(2)こころと生活等に関するアンケートの目的、実施対象、実施時期は資料４のとおり。調査内容は、全４０問で構成されており、心の状態を「生きる力」、「学校適応」、「心の不安定」の３つの側面から捉え、さらに、自己受容や友達関係、情緒面や身体面などの１２の因子に分類し、細かく心の状態を把握するための設問がある。回答結果は、アセスメントツールによって分析され、レーダーチャートと数値となって表れる。各学校でこのアンケート結果を児童生徒理解につなげ、ケース会議、またはスクールカウンセラー等との外部の専門家との教育相談等の資料として活用されている。(3)の人権を確かめあうアンケートは、資料に記載の目的で、県内の全公立学校の児童生徒を対象に、１２月１１日の人権を確かめ合う日を基準日とし、各学校において実施する。回答は、グーグルフォームを活用するが無記名とし、個人アカウントは記録されないように配慮する。各学校の回答状況は、管理職には即時かつ随時閲覧可能とし、教職員で共通理解をした上で、適切な支援や指導につなげられるようにする。また、このアンケートでは、教職員による児童生徒性暴力が行われていないかを確認し、被害に遭った児童生徒や目撃した児童生徒から、県・市町村教育委員会に通報方法を知らせる機会にもなっている。アンケートの結果は、校長会・各研修会等で報告をするとともに、ホームページにも掲載をしている。これらの３つのアンケートで確認されたいじめの認知件数等は、月ごとのいじめの報告や月例報告に計上される。それぞれのアンケートの実施方法や時期については、関係各所で連携しながら調整、検討を重ねているところである。

２．各種教育相談については、SNS（ならCocoroライン）による教育相談において、昨年度、年間１７８日の相談日数を設定（年間３回の重点相談期間に加え、５月１日から月曜、水曜、金曜、日曜を設定）していたが、今年度は、年間２９０日を相談日に設定し（４月４日から土曜を除く週６日間）、相談日数の拡充を図った。

３．教職員の対応力向上については、昨年度と大きな変更点はない。

４．専門家等による支援の実施について、スクールカウンセラーの配置については、昨年度、公立小学校７７校であったが、今年度は全１７８校に大幅に増やし、全公立小・中・義務教育学校、全県立学校への配置ができた。今後も更なる配置時数の拡充に向けて取り組んでいきたい。またスクールソーシャルワーカーの県立学校への派遣については、年間３回実施している。

５．いじめ防止強化月間（１２月）の取組について、県教育委員会では、県立高校生徒転落事象から６年を迎えた令和３年度に毎年１２月をいじめ防止強化月間と定め、一昨年度から本格運用を始めた。このような事象が二度と起こることのないよう、またこの事象から得た教訓を生かして、風化することのないように取り組み、いじめ防止対策の一層の推進を図っている。（資料４参照。中略）県教育委員会としては、いじめ対策会議の開催及び学校いじめ防止基本方針の再確認、未解消事案への組織的な取組等について、重点的に指示をしているところ。今後もいじめの早期発見・早期対応、学校の組織力強化に加え、児

児童生徒の主体的な取組によるいじめの未然防止等、幅広く取り組んでいきたい。

【A 委員】

(3)人権を確かめあうアンケートは匿名とのことだが、どこまでアプローチできるのか。

【事務局】

学級までは把握できることになっている。生徒は無記名で安心してアンケートを出すことができ、学校は学級まで特定しながら、そこからアプローチをしていくということになる。

【A 委員】

学校現場はいろいろなアンケートがあって大変だという話が出たが、アンケートを減らすとか、アンケート間の関連性を考慮して何か対応できるところはあるか。また、(1) いじめに関するアンケートと気づき見守りアプリはいじめに特化しているが、連携が可能になるのか。この辺の整理が出来ればよいのではないかと思う。

【事務局】

例えば、(1) はいじめのアンケートだが、(2) はいじめだけではなく心の状況等を量るアンケートになる。それぞれ直接的にはつながらないが、連携できるところがあるかということとは関係各署で見ていきたい。また、アンケートとアプリの連携については、先ほど述べた通り、アプリを構築している業者等と一緒に相談しているところである。

【H 委員】

今年度5月にいじめのアンケートにて、母からいじめられている(虐待されている)ということを書いた子どもがいたのだが、アクションを起こされる前に、本人自ら虐待されていることを警察に申告し一時保護されたケースがあった。いじめも虐待も同様に、気づきと見守りが一番大切である。家族の状況の変化や本人の特徴(障害等特性)など、いじめの加害者・被害者になる可能性がある気を付けるべきポイントなども記入できるようになればより良いものになるのではないか。

【D 委員】

今、学校の中で中心となって、子どもたちのために動いているのは、経験知と識見のある先生方であろうと思う。教員養成の立場で言えば、このレベルを維持できるかどうか不安を抱えており、知識やノウハウの蓄積、継承が課題である。そのためには、新任の先生や経験知があまりない先生であっても、一定以上の対応ができるよう、システムを構築し次世代に繋げたい。保護者や地域の方の気づきなど多面的な情報により、より早期に対応できるように進めていきたい。

【会長】

本日の議論をまとめる。協議会の前半において、いじめ未然防止、いじめ対応においては、学校現場での対応だけでなく、事前の保護者への情報提供、周知徹底が大切であるということ等のご意見を賜った。また、後半において、アプリについては、いじめの発見という目的もあるが、見守る側の力量の向上も必要であること等のご意見を賜った。他に意見があれば、事務局に直接伝えていただきたい。これで協議会を閉じる。

以上